

川崎市交通安全教育用教材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民文化局市民生活部地域安全推進課（以下「地域安全推進課」という。）において管理している交通安全教育用教材（以下「教材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 地域安全推進課長は、教材を交通安全教育を目的に使用する次の各号のいずれかに該当する団体等に貸出すものとする。

- (1) 各区役所・支所及び関係局
- (2) 川崎市内の学校、町内会・自治会及び事業者等
- (3) その他、地域安全推進課長が特に必要と認める団体等

(貸出手続)

第3条 教材の貸出しを受けようとする者は、「物品預り書」を地域安全推進課に提出しなければならない。

(貸出期間)

第4条 教材の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、教材の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）があらかじめ地域安全推進課長の承認を得た場合は、この限りではない。

(転貸・譲渡の禁止)

第5条 使用者は、貸出しを受けた教材を転貸又は譲渡してはならない。

(物品の管理)

第6条 使用者は、貸出しを受けた教材の使用方法を厳守し、使用理由に従って使用しなければならない。

(損害又は紛失の届出)

第7条 使用者は、貸出しを受けた教材を損傷又は亡失した場合は、速やかにその旨を地域安全推進課長に届け出なければならない。

- 2 前項の損傷又は紛失の理由が故意または重大な過失により生じたものであるときは、使用者は、現物弁償をしなければならない。

(費用の負担)

第8条 教材の貸出料は無償とする。

(貸出中止)

第9条 地域安全推進課長は、使用者が貸出期間中に本要綱に違反し、その他特に必要と認めたときは返還させることが出来る。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川崎市物品会計規則にあるものを除き地域安全推進課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。